

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第7回 松阪市環境保全審議会
2. 開 催 日 時	平成21年10月26日(月) 午後14時00分～午後16時45分
3. 開 催 場 所	松阪市橋西地区市民センター
4. 出席者氏名	(委 員) 朴恵淑、 富田靖男、市川雄二、小野要吉、 葛山博次、小山利郎、辻宣夫、西川博明、橋本昭彦 長谷川靖、松岡正道、森勝之(会長 副会長) (事務局) 三田環境課長、村田環境保全担当主幹、奥、杉田
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	11名
7. 担 当	松阪市環境部環境課環境保全係 TEL 0598-53-4067 FAX 0598-26-4322 e-mail kan.div@city.matsusaka.mie.jp

議事録は別紙の通り

日時 平成21年10月26日(月) 14時00分～16時45分

場所 松阪市橋西地区市民センター

- 概要
1. 開会
 2. 議事
 1. 意見聴取会について
 2. 株式会社ジャネックスの計画について
 3. クリーンエネルギーファクトリー株式会社の計画について
 3. その他
 4. 閉会

出席者 16名(傍聴者11名)

委員 12名

朴恵淑、富田靖男、市川雄二、小野要吉、葛山博次、小山利郎、辻宣夫、西川博明、橋本昭彦、長谷川靖、松岡正道、森勝之

事務局 4名

三田環境課長、村田環境保全担当主幹、奥、杉田

事業者 株式会社ジャネックス(以下、ジャネックスとする。)

クリーンエネルギーファクトリー株式会社(以下、CEFとする。)

審議内容

会長：大変お忙しい中お集まり頂きましてありがとうございます。それではさっそく、事項書に基づいて審議を始めたいと思います。

まず始めに、9月5日、6日にのべ350人参加された意見聴取会があり、意見交換が行われました。それについて事務局より報告をさせていただきます。

議事1 意見聴取会について

議事1の意見聴取会について、事務局より意見交換の内容等について報告をした。

会長：意見聴取会の中身については情報公開が問われる中、9月5日、6日に行われたわけですので当然公開するべきです。審議会が科学的な知見に基づいた審議をしているわけですが、地域住民への意見聴取会というのは審議会に権限はありません。ただ、間違いがあってはいけないので、ここで委員の皆様専門的な立場から見て明らかな間違いがあ

れば事務局に示して下さい。事務局はそれを経てすぐに公開をして下さい。

今回は非常に重要な会議なので今一度思い出して下さい。あの場でもお話しましたが、科学的知見というのは100パーセントではございません。ただ、今現在の科学的知識でこれであろうという部分と学識経験者あるいは研究者としての良心と良識に基づいた判断をするのみです。限られた白猪山の地域に2つの事業者から建設の計画が出ていて、それについて私たちは今まで審議をさせて頂いております。今までどこもやったことがないような審議をするわけです。つまり、これまでならA社ならA社、B社ならB社というように別々に決断を下せば良かったわけです。しかし、今回に限ってはもちろんそういう部分もありますが、両事業者が重なるところに建てるにあたってこの審議会がどこまで権限として許されるのかまだ声が届けていません。そういう面で大変重要なところを残すこととなります。科学的知見は100パーセントではないので、その部分でこれまで考えたことがないような影響が出て、自然エネルギーを得たはいいけど結果的に地域に悪い結果をもたらしてはなりません。そういった部分も踏まえて慎重に審議するという事は会長として委員の皆様をお願いしたいことでもありますし、また、市民の皆様にも約束したこともあります。

したがって、委員の皆様にはもう少し審議をしておけば防げたのにと残らないよう、審議をお願いしたいと思っております。

議事2 株式会社ジャネックスの計画について

会長：この環境影響評価書及び資料編について、委員の皆様より質問あるいは不十分だと思える点がありましたら質疑をお願いしたいと思っております。あるいはその後、色んな状況に応じて地域からの要望等ありましたら委員の皆様よりお話頂ければと思います。

委員：6.1-13ページに工事中の土地造成に伴う水の濁りの影響について予測されています。河川の水環境では当然環境基準もありますのでSSで評価することになりますが、環境影響評価としてはこれでいいのでしょうか、この環境保全審議会では水道水源についての評価も行うこととなります。当初から言っておりますが、水道の濁りについての評価は濁度で行いますので、別資料でも結構ですのでデータがあれば検討結果を示して頂きたい。そうすれば水道水の原水としても評価、例えば降雨時に飲料水の基準に対してイエスかノーか評価できると思います。審議会の目標になっているものでもあるので、ぜひ示して頂きたいと思えます。

ジャネックス：市の水道部に別途提出しております。工事前と工事後についてそういう資料もご紹介します。

委員：審議会の方に回ってきていないんですね。

ジャネックス：専門委員である先生に濁度のシミュレーション予測等のデータを提出したいと思えます。

会長：1人の委員に出すのではなく、審議会全体に出すようにして下さい。

ジャネックス：はい。

委員：よろしいですか。実は飯南地域には松阪牛の生産者が多くみえるということをご存知でしょうか？

ジャネックス：はい。

委員：何軒くらいみえると理解されていますか？この地域には世界のブランドの匠、要は肥育生産者がいるんです。9軒みえます。この方々は水道水を使わずに渓流水で水を牛に飲ませて美味しい松阪牛の生産に取り組んでみえます。こういう状況の中でそれらを把握されているかどうか、それに対する考え方はどうであるかということをお聞きしたいと思います。

また、棚田百選に選ばれているこの棚田なのですが、全部先ほど言いました渓流水で水を引かれています。

工事あるいは工事後に水が引けなくなった場合にはどのような対策をされるのかということをお聞きしたい。このことについては飯南の地元の委員さんも見えますのでお話を伺ってみたいと思います。そういった、身近でどうしても将来解決しなければ出来ない、あるいは解決できるであろうという色んなことを含めてご意見を頂かないと難しいのではないかと思います。

委員：先ほどお話のありましたように、白猪山の伏流水を使った松阪牛の生産者がおります。また、棚田百選の棚田で作ったお米が棚田米ということで特別にブランド米として販売されています。地元の委員の1人として、工事をした場合に影響がないか、万が一影響が出るとなればどう対処するのかについて、事業者の皆さんにご回答頂きたいと思います。今日ここでというわけにはいかないでしょうが、審議会に対してご回答頂きたいと思います。

ジャネックス：伏流水を使った松阪牛の飼育のお話は今日初めてお伺いし、昨年12月24日の時点では聞いておりませんでした。あれから1年近くになりますが、もう少し早く情報を頂ければ良かったと思います。

伏流水関係上複雑であり、時間的に経緯が長いので検証は容易ではないと思います。即答できる状態ではありませんので持ち帰って検討したいと思います。

会長：水問題は非常に重要なところです。他にございますか？

委員：三重県には土石流の危険位置を示す図があります。ご存知かと思いますが、その中に夏明から上に砂防堰堤がかなり設置されています。土質については大石付近までくるとかなりの軟岩になっております。災害に大きな影響を及ぼすということもあり、この影響評価書にも整理はしてありますが、県のこのような資料や災害の状況を踏まえて、災害が起こる可能性も予測されます。基礎等を見せて頂いた中で本当にその基礎部分で掘削をし、この砂防堰堤等々に基づく設置が必要であるかないかということ整理されているかどうかお伺いしたいと思います。

ジャネックス：これから林地開発で詳細な審査を受けることになりますが、砂防ダム関係については県の出先機関に相談しております。

会長：特にこの災害に関わる部分は意見聴取会でも大変貴重なご意見を頂いております。その時には水の専門委員も参加し、きちんと対応するという約束をしておりますのでよろしく願います。

委員：3つほどお伺いしたいと思います。

もしこの開発が進められるようになった場合、鳥への影響も考えられます。どういう影響があるのかについてはモニタリングをして頂くんですね。その時にもしこれが危険だと判断される場合にはストップもしくは回避する方法はあるのかどうか。

それから、最近風車の機能のことでお伺いしたいのですが、生態系への影響をある程度軽減したり対応したりとか、そういうのは近々出来るのかどうか。

もうひとつは意見聴取会でもあったようですが、動植物のところで他の動物についての低周波音の影響があるのか、もしそういう知見がございましたら教えて頂ければと思います。

ジャネックス：前々回くらいから予測評価のところをかなり詳しくご説明させて頂きましたが、クマタカにつきましては影響がなるべく低減できるような形で配置並びに送電線のルートを変更した経緯がございますので、今のところ差し迫った影響は少ないだろうというような評価予測をさせて頂いております。現状ではすぐに風力発電を止めるとか、そういった措置は考えられていないと思います。

ただし、評価書でも記載しておりますように事後調査を行うことになっておりますので、その中で明らかに風車が影響を与えていることが想定される場合には一時的にストップすることも想定されると思います。この場でその明言は出来ません。

2点目の最新式の風車があるかどうかということですが、現在この計画にあるような2メガワットの風車が国内では主流になっております。海外では洋上風車にシフトしつつありますので、これよりも大きい風車が当然出来ております。その中で風車の形状としましてはエネルギーを大きく起こすのは3枚羽のタイプになりますので、形としては今の風車が主流になっております。ただし、回転数とかを見ても大型化によって回転数がゆっくりでも発電できるようになってきていますのでそういった点が進化しているところだと思っています。例えばバードストライクが起こりそうな時、主に洋上で使われているものですが、感知するようなレーダーなどの研究も進められています。

3点目の低周波音につきましては、先般、人に対する影響につきましてはお話がありましたので特にございませんが、動物に対する低周波音の影響というのは今調査されている結果につきましては海外のものになります。騒音つまり可聴域の部分で家畜の牛や豚について調査されておりまして、人間と異なる可聴域があり、敏感に感じるところもあるようです。それも一時的な影響が大きく、慣れという部分で例えば航空機の空港の近くやヘリコプターが発着する場所ではそういった事例が調べられている状況です。風車につきましても欧米で何例か調べられております。今のところ、騒音以外の超低周波音、人には聞こえない部分の影響についてはほとんどないという文献がほとんどです。一部の文献は分からないとしておりますが、明らかに影響があるという文献はまだ確認出来ておりません。

委員：先ほど見ておりました資料の中に、すでにもう認可を受けられたというお話がありました。これというのは地元の合意というのは必要ではないのでしょうか？

ジャネックス：すいません、環境保全条例に基づく開発行為の審議会ですので事業性に対する質問というのはどうなんでしょうか？

我々は時系列的にそろそろ様々な証拠書類を出さなくてはいけない時期にきています。深野の区長さんは審議会が終わった段階で区として出すということでしたので、まだ合意というのはありません。

委員：ただ、この頂いた図面の中には風車の建つ位置に深野地区も含まれていますよね？

ジャネックス：賛同は頂いているのですが、同意は頂いていないんです。先生、事業性についての質問というのはどうなんですか？

会長：それでは市の姿勢というのはどうでしょうか？

委員：先ほど、審議会がありきで後は地元が判を押すという話がありましたが、逆に審議会は環境影響評価に基づく審議をするだけであって、地元同意は事業者にとって頂かなくてはならないというのは当然ですよ？ですので、審議会に責任を持たせるようなことではないですよ？

ジャネックス：そういうことではございませんよ。

委員：その理解をして頂かないと、先ほどの言い方だと審議会がゴーサインを出したら地元も判を押すということを言われましたので。

ジャネックス：それは私が言ったことではなく、地元の方々がそう言っているだけです。

委員：そうですね。あとこれは言ってしまうてもいいのかどうか分かりませんが、風車の設置される位置には自治会が9自治会あるんですね。今度林地開発の際にはこの9自治会の同意を得なくてはなりません。林地開発の段階にならないと難しいかもしれませんが、その進捗状況はどういう状況でしょうか？先ほどもありましたように、深野は判押していないじゃないですか、その中で9自治会に対してどういう理解を得られていますかということをお聞きしたいです。

ジャネックス：要請に応じて何度も説明会を開いています。すでに読まれていることと思いますが、いつやったか、どういう意見が出てきたのかについては全て評価書の中で報告しています。その後、深野区でも特に心配されている夏明、神路山、鍛冶屋瀬には別途説明会を開いており、そこで技術的なことを説明しております。ただ、後は区長さん達のお考えもあるでしょうが、市の環境影響評価が終わった段階で押すとおっしゃられているので、事業に反対ではなく、環境に影響がなければ押すということでございます。

この審議会は開発行為に関する環境面の審議を受けておりますので、林地開発等のそういう行政的なものはこれが終わらないと話が始まりません。建設部の景観のこともありますが、最終的には固定しないとこれからの申請が出来ません。この審議会では環境影響評価に対する審議と受け止めております。

会長：よろしいでしょうか。今大原則の話をしているわけですが、この審議会の委員の中には地域住民を代表する方々も含まれています。したがって、自然的物理的なアセスだけの話ではありませんよ。それは分かってもらわないと今のような話が出てくると我々は非常に困りますし、審議継続できませんよ。どういうことかということ、地域住民の意見を無視してはできません。

ジャネックス：そういうことは言っておりません。

会長：地域住民から意見が出るのは当然ですし、それに対しては真摯に対応して頂かないと困ります。

ジャネックス：何回も申し上げておりますように、冒頭にも申し上げましたように、何度も説明に行っております。

会長：それではその結果どういうことになりましたか？

ジャネックス：それも繰り返しになりますが。

会長：何度も繰り返し言って下さい。この審議会はそういうところです。例え100回でも審議していなくてはなりません。真摯に対応して下さいよ。どうなっていますか？

ジャネックス：ご存知のように、2社来ているということで地元としては意見聴取会でもありましたが災害の問題などを懸念されています。その中で、この審議会の後で市長答申となりますが、その時点でということをお聞きしておりますのでまだ現時点では貰っておりません。

会長：災害とか色んなことについて質問が出ているじゃないですか。それに対してどういう根拠でやっているのか説明して下さい。

ジャネックス：伏流水の流れですとか、全体の開発面積のどれくらいそこに影響してくるのかということですが、そういうシミュレーション、前回までの審議会では一番環境影響の大きい輸送道路の寺谷川の下流のシミュレーションをやっておりますが、今回南側の伏流水のことが初めて出てきましたので、それについては今から調査しないと分かりませんのでこれについては調査して報告します。

会長：大変重要な話が出てきておりますので委員の皆様には遠慮なくご意見を頂きたいと思いますがいかがでしょうか？

委員：意見聴取会の文書を見せて頂きながらちょっと気が付いたのですが、植物の事後調査の必要性の有無及び調査内容というものはどこかにありましたか？

ジャネックス：事後調査の計画については第7章になりまして、植物につきましては7.1-4ページに示させて頂きました。

委員：ここで、この表は移植を行った種及び改変部付近の環境の変化により生育環境の変化の影響を強く受けると考えられる種について調査頻度、時期等があるわけですね。これはこの中に植栽した樹木、そういったものについてチェックできるようにこの文章からなっているかどうか、といいますのはかなり急峻なところで開発が行われるわけなので、その後の土砂の崩壊を防ぐという意味でも早急な緑化が必要になると思います。そこで、植栽したものが育っているかどうかというのをチェックできるようにこの文書がなっているかどうかということです。

ジャネックス：文章の意味といたしましてはあくまでも重要種の予測評価という形になっておりますので、事後調査の対象といたしましては移植をした重要種に対する事後調査という表現になりますので、そういうふうに読み取って頂ければと思います。ただし、今おっしゃられましたような植栽の生育状況といったことについてはこれからの林地開発でもご指導頂くことになるかと思っておりますので、この時点での評価書の中には記載はしておりませんが、当然そういう部分については行っていかなくてはならないと考えております。

委員：書いてはないけれど実施をして頂くということは考えられていますか？

ジャネックス：そうですね。

委員：分かりました。

また、植栽樹種についてはおそらくこれから検討されるかと思いますが、裸の土地に植栽して成長の速い木もあってどうしてもそちらに目が向いていくわけですが、やはりこの地域の自然植生の中で記録されたような種類を植栽樹種として選んで頂くということを要望します。

ジャネックス：郷土種を使っていきたいとは考えております。県の方からも指導がありましたが、外来種では他の植生を壊す可能性もあることから、なるべく地元にあるような樹種での植栽を考えております。

会長：よろしいでしょうか。それでは論点整理をさせていただきます。

今回はこの評価書の段階で私達としても非常に慎重に進めていかななくてはならない、例えば方法書準備書の段階であれば議論が足りないとか分からないことがあった場合には評価書に反映して頂くことが出来ましたが、評価書の段階まで来ると何らかの結論を出さなくてはなりません。敢えて申しますが、今回、特に水問題、それから災害に関わる問題、地域の意見などが出てきました。どれひとつとっても大変重要な意見であると思っております。

水問題に関しては伏流水の問題、濁水問題、地下水、実際に降ってくる降水量なども踏まえて、斜面がきついということもありますので、水問題と災害問題についてはかなり貴重な指摘も出てきました。それについては資料を出させて頂くという形になりました。また、この地域には世界的ブランドである松阪牛に関わる産業形態を担っている方もみえますし、棚田百選に選ばれた棚田はきれいな水が必要な地域でもあります。これら水問題に関してはまだデータとして資料を出されていないということもございますので、次回の資料として出して頂きたいと思えます。

災害に関わるものとして、先ほど土石流や急斜面の話がありましたが、そういう部分は命に直接関わる部分でもありますので大変慎重に考えなくてはなりませんので、それに対応することを2点目としたいと思えます。

それから植物や生態系などの部分で、すぐに答えが出せるものもあるのかも知れませんが質問が出ました。植物や動物に関しては今の方法書で充分だと思っておられますか？

委員：貴重な自然が今回の事業によって壊されていくわけです。それに対する最善の配慮を提示してもらったわけですが、個人的にはそういうのは残していきたいという思いでいっぱいです。ただ、時代の要請があって風力発電に一部が使われるということでご意見を申し上げてきました。

調査によって明らかになった種というのはまだまだ限られていると私は思います。個体数も限られている。仮に着工するという事になれば、その時点で可能な限り対象地域をもう一度見て頂く、そして出来るだけ改変部分を最小限に抑える、その中に貴重種がいればここに示されているような形で同様の配慮をしていってもらう、まだまだ我々の気の付かないところでいっぱいそういうことはありますので、これで終わりというのではなく、それに対する配慮もお願いしたいと思えます。

会長：ありがとうございました。そういう部分については今のところ分かっているものに関し

てはもちろんのこと、これからについてもそういう配慮が必要だという意見だと思っております。

それから4番目として、低周波音に関しては前回の意見聴取会でも話がありました。例えば人間には影響がほとんどないということでも生き物に対する影響というのはまだ分かっていないじゃないかという話もありました。これについては科学的な知見で分からない部分もありますが、生き物に対しての影響についてはどう考えたらいいのか、その見解を示して頂きたい。これが4点目です。

それから5点目として、地域住民の合意を得ること、それは確かに科学的な側面でのアセスの対象にはなかなか難しいと思います。しかし、最終的にはこの風車が建つか建たないかということにおいては、地元の方の合意形成がなくてはならないものです。しかもこの審議会の委員の中には地域住民の声を代弁する方々もいる以上、皆さんが今まで一生懸命関わって地域住民の意向を聞いたということであればきちんとした形での答えを出して頂きたい。

次回までにこの5つの点についてのジャネックスさんの見解あるいは資料をきちんと出して頂きたいと思います。この今の論点整理に対して補足等がありましたらご意見をお願いします。

委員：すいません。この風車の耐用年数は何年なのか、何年で償却出来て利益がどうかというところまでは結構ですが、故障したり壊れたりした時に途中で放置されているケースもあります。建ててから最後まで入れて頂かなくていいかなと思いました。

ジャネックス：住民説明会では必ず出てくる質問です。風車の寿命の話ですが、電力会社への売電事業ですので中部電力さんと17年の売電契約をします。寿命的には一般的に20年と言われており、部品や消耗品の取替えはありますが最低17年は売電できるようなメンテナンスをやるようにしております。

実際、静岡県の方で放置されている風車もございますが、我々はメンテナンス、修繕費の積立をします。契約が終わった後新たに申請するのは分かりませんが、我々は万が一のことを考えて撤去費用も積立っておりますので大丈夫ですとの説明をしております。敢えてここに載せる必要があれば載せたいと思います。

植物についてですが、9.1 - 14、15に三重県からの意見を載せてあります。種子の吹きつけは可能な限り在来種を使うことや新たな種が見つかった場合には標本にするなど県の方には説明させて頂いております。

住民意見についてですが、12月24日の準備書段階で出てきた住民からのご意見につきましても全てコメントし、それぞれの方に回答もしております。決して住民を無視しているわけではなく、住民が一番大事という思いでやっております。

委員：三重県からのこの意見に対しての事業者の見解が見解だけに終わらず、計画の中に位置づけておいて頂きたいと思います。

ジャネックス：分かりました。

会長：それでは、今論点整理させて頂いた中で答えが出されたものとして、植物、メンテナンスに関わるような話がありました。責任をもって社会的責任を果たすんだというお話であったように思います。

それから地域住民に関しても多様な意見に対して真摯に対応するというお話もありました。

今のところ、特に水問題と災害の問題もあり、地下水の流動など簡単ではない問題もありますが、最善を尽くして次回の審議会までには出させて頂きたいと思っております。それではジャネックスの審議を終わらせて頂きます。ありがとうございました。

議事3 クリーンエナジーファクトリー株式会社の計画について

会長：立て続けになりますますがみなさんよろしく申し上げます。まず、ジャネックスさんの時と同様のことを環境部長より申さないで平等にならないので本来ならクリーンエナジーさんから資料の説明の後で述べる形になりますが、冒頭をお願いします。

委員：私の方から3点ほどお聞きしたいと思えます。

まず飯南地域には松阪牛の生産者が9軒みえるんですけど、そういう情報は持っているかどうかということです。当然、この飯南地域には松阪牛を肥育するために水道水ではなく渓流水を使って肥育されているということなんですね。牛というのは臆病な動物でございますので、静かなところでこの渓流水を飲ませながら、本当においしい世界のブランド松阪牛、特に特産松阪牛といって松阪牛の中でも違う肥育方法がございます。そういった肥育をされている方が9軒みえると思います。ですから、そういう情報も得ながら工事あるいは着手の時にどんなふうな対応ができるのかということをお伺いしたいと思えます。

それから、ご存知のように棚田百選に選ばれているこの棚田は渓流水を使っておいしい米作りをし、ブランドとしている状況でございます。そういった状況把握に努めて頂き、その対応をして頂かなくてはなりません。あとこの審議会には地域の方もみえますので詳細についてはお話ししていただけたらと思えます。

それから県が作成しました土石流の危険位置図というものがあるんですが、これはご存知ですよ？

会長：この資料は渡してありますか？

委員：この資料は三重県が持っております土石流の危険区域というのに定まっております。特に飯南地域は災害が多く発生します。といいますのは、土質が軟岩になっている状況の中で…。

会長：ちょっとすいません。大変重要な部分でありますのでこれを事業者に配って下さい。もしなければコピーを配って頂きたいと思えます。

委員：軟岩ということですからかなり災害が起こります。特に大石地区においては井谷林道といって登られたことございますか？ないですよ？井谷林道が災害によってすごく崩壊した状況です。これは岩盤と軟岩がはっきりしておりますのでそこに水が入ってしまうと大変な災害が起きます。現実的には井谷林道で大きな災害が発生しております。工事期間については3年ほどかけて整備をしなければならないということでございますので、こういった状況を踏まえて調査をされていると思えますが、そういう周辺地域の災害に対す

る考え方を整理していただかなければ人家への影響が大きくなり、結果的に誰が責任を取るのかということになりますので、そういった情報というものを把握していただく必要があるのではないかと考えております。

それから地域の説明会も行って頂いていると思います。そのことについて、隣接する自治会が9つありますが、それはご存知ですか？地域それぞれには林道がありますし、それから民家が飯南地域以外にもございます。そういった状況を踏まえ、飯南地域だけではなしにそういった隣接の自治会への十分な説明をして頂き、理解というか同意ととらえた方が良くかもしれませんが、林地開発等ではそれが必要になってきます。そういったことを十分に地域説明会でお話をして頂かなければ、単に準備書から評価書へつながるものではないと思いますので、充分、現状把握なり方向性を出してほしいと思います。

委員：今お話がありました松阪牛の生産者9軒ということですが、良質な松阪牛を生産しております、匠の会というのがございます。そこが白猪山系の伏流水を牛に飲ませているという観点から牛に影響が出ないかということについて充分調査して考えて頂きたく思います。

また、棚田百選に選ばれている棚田からできる棚田米は普通のお米ではなくてブランド米となっております。その伏流水に影響が出ないということについて考えて頂きたく思います。

それから土石流について私は専門家ではございませんが、地域に影響もあることなので、充分な配慮をお願いしたいと思います。

会長：ありがとうございます。

皆さんにも参加して頂きました9月5日、6日にのべ約400人の地域市民への説明会がありまして、その際にも2つの事業者からの説明もありました。これに関する内容を事務局がまとめたものを資料として持っております。細かい話に関しては後ほどオープンすることになっておりますので、細かいことは読んで頂ければと思います。

結論から先に申しますと、その時に私は会長としてひとつの皆さんへの説明責任を果たしたと思っております。その内容について若干触れさせていただきますが、この時に環境影響評価というものが普通は科学的な知見に基づいた評価をするというのが当たり前であります、しかし科学的な知見というものが100パーセント正しいかどうか分からないところがあることを分かって頂きたい、だけれども今ある最高の科学的な知見に基づいてしかも研究者あるいは学識経験者としての良心に基づいた客観的な評価を行うことを約束致しますと申し上げました。

それで、もうひとつ私の方から申し上げた内容として、例えば今エネルギー問題が大変重要視されている中で、自然の力を活用する新エネルギーあるいは自然エネルギーというものは大変有効な手法であります。今現在の科学的な知見に基づいて結論を出さなければいけないのですが、良かれと思って造られたものが結果的に限られた知見によって地域住民の不安を煽ったり、これまで地域で育ててきた産業を揺るがすような影響が出たり、あるいはいろんな形で結果的に悪影響を及ぼすことになったということにならないように最大限の努力をすること、最善の方法を見つけるために一生懸命頑張るという約束をさせて頂きました。

したがって、この審議会はこの約束について100%に至るかどうかわかりませんが、私たちにとって今最大限に考えられるあらゆる手法を使って、納得できるような形で結論を出したいということをもう一度申し上げます。

そういうことで、クリーンエナジーの皆さんは今日準備書に関する説明をまずして頂いて私たちはこれに基づいた審議を行うわけではありますが、この場はもう一度繰り返になります、科学的な知見に基づいたもののみではないということ、どういうことかという、この審議会には地域住民の声を代弁する方々も一緒に参加をした審議会なんだということを知って頂きたい。そういうことで準備書についての説明をよろしくお願ひしたいと思ひます。

話が長くなりましたが、皆さんの手元に準備書があるかと思ひますのでどうかよろしくお願ひします。

議事3のクリーンエナジーファクトリー株式会社（以下 CEF とする。）の計画について、CEFより環境影響評価準備書（案）に対する審議会の意見及び事業者の見解について説明がなされる。

会長：前回の委員さんの意見に対し、それについて質問等がありますでしょうか？

委員：他社の情報は事前に入っていませんでしたので、風車の配置が重なる結果となりましたとありますが、他社については確か20年の12月に準備書が出ていると思ひますが、今回初めて出たのが6月、つまり7ヶ月あるので当然準備書は見られているのではないかと思ひますよね。見ていないのであれば、よほど情報収集が悪いのではないかと思ひます。重なるような場所へ持ってきていることが納得できないと思ひますが、やはりきちとした情報を得ているようでしたらそれに対応した配置を本当はやって頂かなければならないのかなと思ひますがいかがでしょうか？

CEF：風車の位置の関係についてですが、私どもは今もそうですが、当初飯南側の方で計画して、その中でジャネックスさんは反対側の辻原などの北側でされると聞いておりました、なおかつ、尾根の反対側なので重ならないだろうということでした。前回の審議会でも重なるだろうということだったのですが、ただジャネックスさんに協議を申し込んだところ、断られまして、うちとしての計画とさせて頂いております。なおかつ、1回目2回目という形で風車の位置が変わっておりますが、それは地元の方のご意見を取り入れまして、当初飯南側の尾根よりももっと下側で計画しておりましたが、ここは土石流が起きるなど地盤が悪い場所なので、家に近いところではやってくれるなという地元説明会でのご意見もありましたので上の方にあげた経緯があります。

委員：「情報が事前に入っていませんでしたので」と言っていたので、これは本当に入っていないのかと今質問させて頂いたわけですが、そうすると入っていたんですね？準備書は見られていたんですね？

CEF：うちとはバッティングしていないという考えでございます。

委員：一応そういうような疑問がありましたので

会長：この問題は大変重要な問題で、今日はたまたま風車の専門委員が来られないのですが、

かなり隣接している部分がありますね。そういう部分に関してどのような効果、悪影響がどうなっているかということが聞きたいところあります。クリーンエナジーさんとしてはどういう見解なのでしょう？一部かなり隣接していますよね？したがって、今の質問は最初私たちが関わった時とかなり違ってきているものに対してはどのような評価をするのだろうと、それは非常に切実な問題であり根本的なところなのです。そこがどういうふうになっているのかということをはっきり言わせて頂かないと、この問題に対してA社B社別々にやるのだというふうにやっていけば、それなりの結論が出せると思いますが、私たちとしてはこの地域の災害や自然の改変に対してどのような影響があるのかということを考えなければならない立場として、位置が変わってきているのがクリーンエナジーさんの方ですから、どういうことなんだと聞くのは当然だと思います。今の答えで充分だと思いますか？

CEF：この計画ですと確かに本当に近いところは今後検討していかなければいけないと思います。ただ正確な位置、これは座標レベルでの正確な位置をまず確認してから本当に近いところは検討が必要だと思います。

会長：そうだとすれば何故、準備書の段階でそれが出ませんか？

CEF：座標に関しましては、出せることは出せますが、案という形なので決定ではないもので、その関係で出せないところがあるということです。

会長：じゃあいつ頃出せるのですか？

CEF：今、正確にいつとは申し上げられませんが、早い段階で検討したいと思います。

会長：早い段階というのはどのくらいを見て早い段階だと思ってらっしゃいますか？今回別に責めているわけではなく、クリーンエナジーさんの考える早い段階がどのくらいの期間をもって早い段階でとおっしゃるのか。

CEF：まあ何年後かというレベルではないと。

会長：困りますよそれ。じゃあ評価書はいつ頃出すつもりですか？もう既に準備書は縦覧していらっしゃいますよね。

CEF：座標的には出せないことはありません。ただジャネックスさんの方が辻原側尾根よりも北側ということなので、この図面でいっても飯南側の方に入っているという計画であり、この絵で見ると確実に隣接しているように見えるので、相手さんが本当にこれなのかというのが疑問です。

会長：いいですか、相手さんがどうであろうと関係ありません。ここはクリーンエナジーがどうやるのかということであり、相手がどうであろうと関係ありません。ここはどうなるかということだけ教えてください。

委員：将来の位置的な誤差の話は別として、もしA社が先行してこの位置に造られたとしたら追加工事ができますかということです。我々はA社B社が平行して建てるのだったら審議会としてさらに複合的なことまで検討しなければならないかもしれません。A社かB社かでいけるのであればA単独B単独で審議をすればいいわけです。なので非常に大事なところなんですね。もし、A社が何ヶ月か先行してポールを建てられた場合、お宅はその隣に建てられますかということなんです。工事をやる自信があるかどうかということですね。大丈夫なのか出来ないのかというお答えを頂きたいわけです。これで出来ま

すと言うのであれば、複合的なことも含めてまた検討の必要があるのかもしれませんが。

会長：それにプラス、騒音や低周波音などの影響、生き物への影響ということを考えた時に、この図から見たときには完全に至近距離で建てられるということを想定した時のその悪い意味でのシナジー効果をどういうふうにか考えたらいいかということとは地元の人間としては考えなければなりません。そういうことになった時には様々な影響が出てきますので、こっちとしてはクリーンエナジーさんの計画に変更があったものですから、どうということなのか当然答えるべきですし、こちらとしては当然知る権利があるわけですよ。今すぐ答えなくて結構ですので、どのくらいまでということに対してはまだ分からないということ結構ですか？

CEF：まず、他社さんの座標を確認させて頂いてそこからもう一度我々のサイトの風車配置の座標を検討したいと思います。

会長：ということは、また変更する可能性があるということですか？

CEF：うちとしましてはこの計画でやりたいのですが、他社さんの座標が今分からないということなので。

委員：他社のことはさて置いておいて、いつまでにその位置を報告できるのかということなのでそれを報告したらいいのと違いますか？

会長：もしまた変わるのであればまた方法書、準備書またやるのですか？

CEF：いえ。

委員：できないですよ？

CEF：はい。

会長：今まで我々がやっている審議会で議論をしているようなものは、場所が変わったらまた一からですよ。

CEF：この計画の座標は来月早々には出せます。

会長：よろしいですか？

CEF：はい。

会長：ありがとうございます。

委員：ちょっとお聞きしたいのですが、例えば7と13、10と15の場合、A社が先に工事をするとこれをするにはアンテナ自体の基礎は4メートル角、500トンクレーンを使うには46メートル角の広場があると思いますが、違いました？確かそんな記憶をしているのですが、その場合、A社が先行してやった場合、近くにできる場合には土盤が固まった時点でまたそれを開拓しないといけないということで土砂崩壊する可能性が強いのかなと、そんな不安があります。そこらへんを加味しながら、接近した場合はどうするかということも考えていかなければならないのかなと思います。A社が先行してやっと芝生が増え雑木が生え上がった時にまた開拓されるとなると、土壌崩壊の恐れが強いのかなと、こんな懸念性があるので、そこら辺のことで今の段階でどのくらい離れるのかという目安をここへ載せてもらった方がいいと思います。

委員：この距離感が分からないと最初に言ったように、100メートル以内にまた40メートル四方開拓されると固まった土地がまた崩壊に繋がる可能性があるので、接近したところはどのくらい離れて建設される予定なんかなということを知りたいなと思います。

CEF：今の段階で計画の座標は位置が分かりますが、それに対する相手さんの位置が分かりません。例えば8、13番、これは完全に近接していると考えられますので、それに対しましてはA社の方が先に建てられた場合にうちは影響範囲を外れての位置に変えるという形になると思います。それかこの部分だけはとりやめるとい形になると思います。

委員：とりやめるとい話ですが、そうなると方法書が変わってくると思うのですが、そこら辺が不安性のあるところですか。A社とB社とが話し合いをしてこれだけの距離を離すということが決まっておれば、その時点で方法書が出来上がると思いますので。

CEF：その協議についてジャネックスさんが応じてくれないので話が出来ず、うちの計画という形で今このようになっております。

委員：ここの段階では例えばこの図面どおり他社と話し合いが出来ないとなると、先行してされた場合に重なった場合はそこを取りやめるといことですか？

CEF：その可能性があるといことです。

委員：分かりました。

会長：よろしいですか？

委員：今の話ですが、近接しているという中でいろんな条件があるわけですね。どれだけ悪影響を及ぼすか、あるいは相乗効果、良い方もあるか分かりませんが、干渉によって逆に効率が悪くなったりするのもあると思います。

それから鳥について、尾根の方へ建てたら影響はあまりないという話を聞きましたがこれも1回検討してみないと、または文献でもうちょっと検討しなければ一概に言えないと思います。例えば幼鳥なんかはどこへ飛ぶか分からない、そういう状況の中でいかにこれを回避するかということも当然起きてきますので心配です。そういう面でどれだけ正確な位置とどうい影響が出るか、そういう予想をする必要があると思います。

委員：意見2によく似たお話ですが、この環境影響評価準備というのはあくまでも準備書に対しての意見だったわけですが、環境保全審議会は環境影響評価以外に水道水源の保全という点についても審議することになっています。審議会に対し別資料で結構ですので、水道水源に対する影響、特に飲み水は濁度で判断します。現況調査では濁度の調査もされているようなので、このデータをうまく使って水道水源としてはイエスかノーなのか、ノーならどのように保全措置を講ずるかという予測、評価を資料として早急に提出して頂きたいと思います。

会長：前回の審議会の意見に対する見解が出たということで、次にこの準備書について説明を求めたいと思います。内容については前回と同じですか？

CEF：追加事項は先ほどの部分です。

会長：分かりました。それでは前回の私たちの意見に対する見解も含めて何かご意見はありますか？

委員：風車が建てられる前の準備、調査もありますが、メンテナンス、償却期間が終わった後どういふうを考えているのかということをお伺いしたいと思います。

CEF：稼働中のメンテナンスについては山の中に24時間365日管理部隊を常駐させ、現地と北海道の本社で二元管理をしたいと思います。償却期間の後についてはよくご質問頂

きますが、風もありますし道も出来ておりますので、地元の方の賛同を頂ければ建て替えをさせて頂いて再度運転をしたいと考えております。

委員：壊れたままで放置するなどはないということによろしいですね？

CEF：それはいいですね。

委員：使われなくなったものは撤去するということによろしいですか？

CEF：はい。

委員：これでバッティングしていないとなれば前回から調査項目の追加も入れて頂いていてありがたいのですが、若干気になっているところが残っております。6 - 193ページの生態系概念図について、前に意見を申し上げてからかなり修正して頂いておりますが、若干気になるところがあります。例えば、「キツネ、タヌキ、テン、イタチ属」の哺乳類のところに「シマヘビ、ジムグリ、アオダイショウ、マムシなど」からしか捕食の矢印が上がっておりませんが、これは食肉、雑食性ですので「ニホンリス、アカネズミ」からも当然矢印が届くはずですが、また、下の方の昆虫類「ツクツクボウシ、ミンミンゼミ」なども「キツネ、タヌキ」のところにいくと思いますし、この「ツチイナゴ、モリオカメコオロギなど」もキツネ、タヌキの糞から出てきます。

CEF：再度見直しをいたします。

委員：それから動物関係なのですが、6 - 205ページの d、クマタカの交尾の確認状況のところ「C ペアについては、白猪山に南東側の尾根上や…」とありますが、6 - 209の図で言うと D ペアのところになるのではないですか？205ページでは A と C と書いてありますが、図で言うと A と D ペアではないですか？

それから営巣木についてはまだ確認はされていないわけですね？

CEF：そうです。調査はしているのですが。

委員：本来ならば営巣木から高利用域を出します。6 - 214の図ではこの間も言いましたが高利用域が地点というかかなり離れているところがありますね。域というからには連続していないといけないと思いますが。

CEF：飛び地になることもあります。

委員：離れることもあります。普通なら高利用域を出すと囲まれるような形になると思います。特にブルーの域についてはメッシュが飛んでいますよね。

CEF：再度確認をしたいと思います。

委員：これはそこで見られたということ描かれたのですか？

CEF：いえ、飛翔図を解析しました。数を数えて多いところをメッシュにしました。

委員：普通もう少し繋がると思うんですね。以上です。

委員：植物関係でお伺いします。この設置される場所を移動された後、植物相の追加調査をされましたか？

CEF：変更に伴い、微妙なところについては確認しております。例えばサクラジマツヤゴケについては現地に入って確認しております。前のような植物相調査ではなくて位置確認のために現地に入っております。

委員：例えば、変更後の9、11、14、15、16番という地点はこの踏査ルートから見ると稜線だけの調査ですか？移動した先が調査されたのは踏査ルートと尾根筋に近い部分

だけに思われます。相対的に尾根筋に移動したのであれば尾根の反対側も含めて追加調査をされるのが普通ではないでしょうか？

CEF：調査地域を設定して網羅できるように踏査ルートを決めておりますので、この地域に関しては把握出来ていると考えています。

委員：充分把握出来ておるといことですか？

CEF：はい。

委員：分かりました。植生調査についてお尋ねします。5 - 19で植生は植物社会学的調査方法により調査区ごとに植生高、階層構造等を整理と書いてあります。植生調査が行われたのは10地点ですか？

CEF：はい。

委員：例えばモチツツジ - アカマツがある所は調査地点がひとつだけです。その地点数が入っているのは5 - 21でしたか？例えばA地点はアカマツです。アカマツについては他にも植生図の上から見ると塗ってあります。それは恐らく目視でやられたんだろうと思いますが、それはそれとしても少なくともここに書いてあるような植物社会学的調査というのは例えばモチツツジ - アカマツ群集という植生単位を決定するにあたって、調査地点1地点で簡単にその植生を、単位を決めることができるのかどうか。あるいはそうやってやられてこられたのかどうか。もっと狭い範囲であるならばそれもやむを得ません。これだけの範囲の中で、しかもアカマツとして塗る部分があるわけです。そこへ入ってなぜもう1地点くらい調査されなかったのか。例えばスギ、ヒノキについてもかなりの部分があるわけです。スギ、ヒノキについての方形区が1地点だけです。そして1地点だけ調査をしておいてあとは塗ってあります。こういう形で植生をまとめ植生図を作るということは実際に調査をされる人はもう少し考えられたと思うんですね。もっと丁寧な植生調査が行われるべきです。

それから調査期間ですが、植生調査は秋と春、例えば平成21年4月13日から17日に植生調査をしたとこう書いてあります。この資料はどこに載っているんですか？

CEF：この資料編に載せているのはコドラート調査を行った資料です。

委員：1地点だけですね。

CEF：植物相ごとですね。ここに植生調査としての資料はコドラート資料だけなのですが、実際には交差して植物群落を確認して記録しております。

委員：その植生表はあるわけですか？

CEF：植生調査表が資料編にあります。

委員：それが1枚っていうのはね...。もっと他にないんですか？

CEF：1枚っていうのではなく、調査地点ごとに...

委員：ここに載っているのは10地点ですよ。他にもあるのですかって言っているんですよ。ところがこの調査地点の図から見たら10地点以外には調査していないってことですよ。地点は10地点ですよ。私が言いたいことはもっとやっぱり自然を見て頂きたいということです。例えばスギ、ヒノキの木の植林地はかなりの広い面積があるわけです。それを1地点だけでまとめてしまうということはあまりにも、雑なまとめ方ではないかと思えます。経験から目視で判断して実際にそこに入らずにまとめたとしたか私には思えな

い。だから少なくとももっといくつかの地点を調査されることを私は期待したわけです。ところがこれだけなんです。5 - 21の図です。こういう杜撰なやり方っていうのを私は今まであんまり見たことがありません。敢えて言わせて頂かないといけないのは植生図を作るにあたって、目視である程度予想しながらもうひとつここでもアカマツやってみようかという気持ちがあってもいいのではないのでしょうか？それぐらいの配慮があって、丁寧にその自然を、今からなぶろうとするその自然を丁寧に見てもらうことを私はしてほしいなということをお願いしたいんです。

CEF：植物の専門が出席していないので詳しいことは分からないのですが、恐らくこれ以外にもあると思います。

委員：それならば、地点がもっと細かく入らないと。

CEF：その中から代表的なものを選んでここに載せてあるのだと思います。

委員：それはおかしい。あればね、これは調査地点ですよ。もっとここに載せていいのではないですか？それだったらこの資料がおかしい。いずれにしてもそのあたりを一度整理し直して下さい。したがって植生の部分について、もう1回整理のし直しを、実際にやったものところに出てきているものと。そのままならやむを得ませんが、その場合は私としては再度確認をしてほしい。他にデータがあるならば、それをきっちりここに載せてほしい。この前も10月の調査があっても10月のデータはありませんねと申し上げました。そしたら今度10月のデータが入ってきたんですね。今度3月のデータがありませんって言ったら3月のデータがこれですって恐らく入ってくるんでしょう。それが信用できるのかどうかですね。はっきり申し上げますが、もっと信頼できるデータをきちっと示してほしい。植物相はいいですよ。植生についてです。

CEF：植物社会学的ということですが、基本的にその理念は理解した上で調査をしています。ここには代表だけ載せてあるのかどうか再度確認したいと思います。

委員：植物社会学的という見出しで始まっているわけですね。それならばそれに沿った手順で整理をし、まとめてほしいと思います。とりあえず以上です。

会長：ありがとうございました。その他に何かございますか？

委員：白猪山あたりではサシバがよく見られますね。しかし影響は少ないだろうとこういうふうに書いてあります。事後でも結構ですので、クマタカ中心と言わずその他の事後の調査の中で、渡りの時期にサシバも重点的に見てもらいたいなと思います。そんなに影響ないと言われておりますが、慎重に調査をしてもらいたいと思います。

それからもうひとつ、事後の1週間に1回の点検の時にバードストライクはないかということですが、丁寧にお願いしたいと思います。散らばってしまい不明ということでバードストライクなしという、こういうような結果にならないよう、探すだけでも大変だとは思いますが、こういうことを調べて頂きたいと思います。できたら公表もしてもらおうといいですね。

CEF：サシバについて事後調査で検討いたします。

委員：8 - 1ページですが、事後調査の実施計画とあります。蘚苔類、サクラジマツヤゴケというのを確認してもらったというのは調査員の努力だと思います。せっかくこれを見させて頂いてそれが1箇所じゃなくてかなりの数、調査木があるわけですが、そういった

調査木が工事中あるいは工事後に健全であるかどうかこのチェックくらいは簡単なことなので、蘚苔類、実施の有無が棒線になっておりますが、簡単なことだから丸にしてほしいと思います。

CEF：サクラジマツヤゴケについては環境保全措置を行います。これについては6 - 154ページに環境保全措置として書いております。対象種が着生している樹木及び周辺の樹木へのマーキングをするなど、工事の影響が及ばないようにその後確認するようにしていきます。

委員：これは保全措置ですね。ここは事後調査の実施計画です。その中に丸にしておいて下さいということなんです。これは私の希望です。

それから、改変された土地に緑化のための植樹、植栽が行われると思いますが、そういったものがきちっと活着しているかどうかということを手後にチェックできるようになっていますか？どこかに書いてあれば教えてください。

CEF：ここに記載はしておりません。

委員：どこかで事後チェックするということを私は考えてほしいと思います。どこかに入れておいてもらえたらなと。それと、その改変されたところに生えておる自然木を使うということ。外来種あるいは今までなかったものをそこへ新たに植え込むということは生態系を混乱させます。充分お分かりかと思しますので、樹種についてはきちっと市民にも分かるように「こんなのを植えます」「こんなのを吹き付けます」という形のものを示してほしいと思います。以上です。

会長：ありがとうございました。その他にありますでしょうか？

そしたら論点整理をしていきたいと思えます。

今準備書の段階ですが、準備書に関する審議が行われまして、少なくとも4つの項目に関する回答あるいは資料提供を求めることとなります。

まずひとつ、風車の位置ですね。計画変更に伴った風車の正確な位置というものは既に出されているA社との部分で考えた時に、今回のクリーンエナジーさんの変更に伴う風車の位置が分かるようなデータを出して頂きたいということですね。先ほど来月までには出すということになったんですが、とにかくその風車の計画における位置が分かる正確なデータを提出して頂きたいというのが1点です。

それから2番目ですが、水道水源の側面からSSだけではなくて濁度、濁水のことなんですね。つまり水に関わるような部分でデータを示してほしい。それにはいくつかのシミュレーションが必要だろうと思っておりますし、それに基づいて問題ありませんということが出来るような資料提供を求めます。

それから3番目ですが、特にクマタカの解釈において精査をして頂きたいというものがありました。

4番目として、植物相に対する追加調査を含めているような形での意見が出ました。植生図にしても植生調査にしても、調査されているものがあればそのデータをきちっと整理をしてデータとして出して頂きたいと思えます。

その4つの部分が準備書の段階から評価書に行くための条件であります。あと事後調査をどうするかという部分に関してはありましたが、それはまた評価書の段階でもまた

話されるだろうと思っておりますので、今出された準備書から評価書に行くためには4つの条件に関するデータを出して頂き、それに基づいて次の審議が行われた後、評価書への部分をどうするかという審議会としての結論を出して頂くということになります。早ければ早いほど審議会のスピードが上がることになり、遅くなればなるほど時間がかかってしまうということになりますが、その全ての責任に関してはクリーンエネルギーさんの方にあります。出来るだけ真摯な形で素早い対応を求めたいと思っております。

ただいま私が論点整理したこの4点について審議会の委員の皆さん足りないところとか、何かありましたならば、追加でも何でも結構ですのでご意見を頂戴したいと思いますがいかがでしょうか？よろしいでしょうか？

それでは長時間かかりましたが、クリーンエネルギーさんに関する審議はここで終わらせて頂きます。よろしいですか？ありがとうございました。

以上